

令和5年度「環境レポート」の動画コンテンツ制作及び情報発信業務 仕様書

1 委託業務名

令和5年度「環境レポート※」の動画コンテンツ制作及び情報発信業務

※ 京都市環境基本条例第8条の規定により、毎年、環境の状況及び本市が環境の保全に関して講じた施策を明らかにした報告書の作成・公表が義務付けられている。本市では、京都市環境基本計画に掲げる施策の進行状況を点検・評価した結果を年次報告書として取りまとめ、「環境レポート」として公表している。

2 目的

環境と調和した持続可能な社会を構築するうえで、最大の鍵となるのが、市民一人一人の環境に関する知識・意識の向上及び行動の活性化である。このことから、本市では、環境とのつながりや環境保全についての理解を深めていくため、子どもから大人までライフステージに応じた環境学習を系統的かつ統合的に推進し、環境保全活動を主体的に進めることのできる「ひとづくり」に取り組んでいる。

令和5年度は、学生の環境保全に対する関心や意識の底上げを図るとともに、行動へとつなげる気づきや理解を促すため、学生目線で本市の環境施策を紹介する動画コンテンツを制作し、ウェブ上で配信することで、若い世代に対し、本市の環境施策をPRする。

3 履行期間

契約締結日から令和6年3月29日（金）まで

4 「環境レポート」の動画コンテンツ制作方針

(1) 本市の環境施策を分かりやすく、魅力的に紹介する

学生の感性を取り入れながら、本市の環境施策各々の特徴や魅力、訴求ポイントを再定義し、本市の環境施策を分かりやすく、魅力的に紹介する。

(2) 学生のアイディアを活かした演出を行う

本市の環境施策の特徴に合わせて、学生のアイディアを活かした様々な演出を行い、施策を魅力的に伝える動画コンテンツを制作する。

(3) 動画コンテンツのターゲットを明確にし、配信テーマに一貫性を持たせる

上記2の目的を踏まえ、動画コンテンツのターゲットを明確にするとともに、SNSを活用した動画配信を見据え、配信テーマには一貫性を持たせる。

(4) 動画コンテンツには、若い世代が興味を惹くような動画タイトルをつける

制作する全ての動画コンテンツには、若い世代が興味を惹くような動画タイトルをつける。

(5) 動画コンテンツには、BGMやテキストなどを入れ、表現の幅を広げる

制作する全ての動画コンテンツは、BGMやテキストなどを効果的に入れて、表現の幅を広げる。

(6) 動画コンテンツを簡単に紹介する説明文の作成

制作する全ての動画コンテンツには、ウェブ上で配信する際に用いる簡単な動画の説明文を作成する。

(7) その他、制作する動画の視聴数を増やすための工夫を凝らす

(例) SNSを活用して動画を配信する場合には、投稿する時間帯を選ぶ、ハッシュタグを使う、冒頭数秒で視聴者の興味を惹きつける内容を考える等

5 委託業務（企画提案事項）

動画コンテンツ制作に参加する学生※が、本市の環境施策を知り、環境保全に対する関心や意識を高め、行動へとつなげるきっかけとなるよう、事業を設計すること。

※ 学生には、大学・短期大学の学部生のほか、大学院、専攻科及び別科の学生並びに科目等履修生を含む。

(1) 動画コンテンツ制作に参加する学生の募集・選定について

京都市内の大学・短期大学に対する働き掛けをはじめ、あらゆる手段を通じて、広く事業を周知し、参加する学生を募集・選定すること。

本事業においては、青年期（おおむね18歳からおおむね30歳未満まで）の学生を中心に募集し、5名以上の学生を選定することとする。

(2) 動画コンテンツの企画・制作について

上記4の制作方針に基づき、学生と共に、本市の環境施策に合わせた動画コンテンツを企画・制作（編集含む）すること。動画コンテンツは、本市が指定する題材を基に制作することとし、シナリオや絵コンテ等を制作し本市確認のうえ、取材や撮影を行うこととする。

動画コンテンツの制作本数は3本以上とし、同制作方針を鑑み、各々適切な動画尺を設定のうえ、トータルで10分以上の動画を制作すること。

(3) 環境施策に関する事前学習の実施について

動画コンテンツの内容に応じて、本市が指定した題材を所管する所属との意見交換をはじめ、本市環境政策局が所管する施設・事業所等への見学等を行い、動画コンテンツ制作に参加する学生の学びにつなげること。

(4) ミーティング等を行える場の確保について

学生と共に動画コンテンツを企画・制作するに当たっては、随時ミーティング等を行える場を確保すること。

(5) 学生に対する助言・指導について

本事業に取り組む過程においては、コーディネーターが学生に対して適宜助言・指導するとともに、学生からの相談に対応すること。

(6) 制作動画のウェブ上での配信について

効果的に配信するため、上記4の制作方針に基づき制作した動画コンテンツについては、必要に応じて加工する等により、SNS（YouTube、TikTok、Instagram、Twitter、LINE）等、各々のツールの特性を十分に活かしながら、ユーザー数（アクセス数、リーチ数、フォロワー数等）の拡大にもつながる効果的なプッシュ型情報発信を実施すること。

(7) 動画コンテンツの制作活動に係る情報発信について

同世代に刺激をもたらす橋渡し役として、動画コンテンツの企画から制作に至るまでの学生の一連のプロセスについても、適宜ウェブ上で配信することとし、配信内容は、適時本市と協議のうえ、タイムリーな情報発信に努めること。

(8) 取材・撮影に伴う各種申請や関係者等との調整について

第三者を撮影する場合には、当該第三者から肖像の使用について書面にて承諾を得ること。また、取材・撮影に際し、施設等使用料、出演料、謝礼等の費用が発生する場合は受託者の負担とする。取材等に当たっては必要な申請や許可を得るとともに、関係者等と必要な調整を行うこと。

6 業務実施スケジュール（予定）

令和5年5月上旬 業務着手

令和5年8月中旬 9月中旬公開予定の動画データ提出

＜動画公開に向けた調整＞

令和5年9月中旬 制作動画公開（全部又は一部）

令和6年3月 実施報告書・成果物の提出

7 業務実施体制

- ・ 本業務の進捗を管理する責任者を明確にしておくこと。
- ・ 参加する学生に対して指導・助言等を行うコーディネーターを1名以上配置すること。
- ・ 会計等の庶務に関する担当者を明確にしておくこと。

8 実施報告書・成果物の提出

業務完了後、以下のとおり提出すること。

ただし、制作した全部又は一部の動画については、令和5年9月中旬の公開を予定しているため、本市が別途指示する期日までに提出すること。

- (1) 上記5の委託業務について取りまとめた実施報告書（A4判、製本したもの1部）
- (2) 本業務において作成した電子データ（Word形式又はExcel形式データ）及び制作した動画一式（DVD等の記録媒体1部）

9 その他留意事項

- (1) 受託者は、本業務の遂行に当たり、関連法令及び本仕様書を遵守するとともに、本市の意図及び目的を十分に理解したうえ、適正な人員を配置し、正確に行うこと。
- (2) 委託事業の開始に先立ち、今後の業務実施スケジュール表を作成し、本市に届け出て承認を得るものとし、本事業の開始から終了までの間、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために、密に本市と連絡調整を行うこと。

なお、進捗状況が思わしくない場合、本市が事業実施方法やスケジュールの見直しを求める場合には対応すること。

- (3) 契約締結後、当該委託業務全ての履行を再委託することは禁止する。ただし、一部の履行を第三者に委託する必要があるときは、あらかじめ本市の承認を得ること。
- (4) 受託者は、当該業務の遂行に当たり、本市との会議又は打合せを行う必要があるときは、市役所内で行う場合を除き、会議又は打合せの場を確保すること。
- (5) 委託業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、本市の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理すること。
- (6) 本事業により生じた成果物の著作権については、本市に帰属させるものとする。
- (7) 成果物及び構成素材に含まれる第三者の著作権その他の権利については、受託者が納品前に交渉及び適切な処理を行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。
- (8) 本事業により生じた収入については、本市が収入するものとする。ただし、学生が販売する商品・サービス等の売上については対象外とする。
- (9) 受託者は、本事業に係る監査が行われる場合は協力すること。
- (10) この仕様書に定めのない事項又は業務の遂行に当たり疑義が生じたときは、本市と受託者との間で協議を行ったうえで決定する。
- (11) 受託者は本業務について秘密を守り、業務内容を許可なく第三者に公表、転用及び貸与してはならない。